

新潟県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第2号

新潟県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県小規模水道条例施行規則（平成7年新潟県規則第67号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（定期の水質検査）</p> <p>第5条 条例第7条に規定する定期の水質検査は、水道水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う次の各号に掲げる検査とし、その回数は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 省令の表の上欄に掲げる事項（<u>同表中20の項の上欄に掲げる事項を除く。</u>）に関する検査 6月ごとに1回以上</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に規定する検査のうち、省令の表中<u>3の項から19の項まで、21の項から38の項まで及び40の項から46の項まで</u>の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源等の状況及び過去3年間における当該事項についての<u>検査の結果を考慮の上、おおむね3年に1回以上とすることができる。</u></p> <p><u>3 省令の表中20の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 6月ごとに1回以上とすること。</u></p> <p><u>(2) 当該事項についての過去の検査の結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、前号の規定にかかわらず、おおむね1年に1回以上とすることができる。</u></p> <p><u>(3) 水源等の状況及び過去3年間における当該事項についての検査の結果を考慮の上、第1号の規定にかかわらず、おおむね3年に1回以上とすることができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項第2号及び第3項の検査は、環境大臣が定める方法により行うものとする。</p> <p>6 前条第4項の規定は、第1項<u>及び第3項の検査</u>について準用する。</p> <p>（臨時の水質検査）</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、省令の表中<u>3の項から38の項まで及び40の項から46の項まで</u>の上欄に掲げる事項に関する検査については、その全部又</p>	<p>（定期の水質検査）</p> <p>第5条 条例第7条に規定する定期の水質検査は、水道水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う次の各号に掲げる検査とし、その回数は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査 6月ごとに1回以上</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に規定する検査のうち、省令の表中<u>3の項から37の項まで及び39の項から45の項まで</u>の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源等の状況及び過去3年間における当該事項についての<u>水質検査の結果を考慮の上、おおむね3年に1回以上とすることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の検査は、環境大臣が定める方法により行うものとする。</p> <p>5 前条第4項の規定は、第1項の<u>水質検査</u>について準用する。</p> <p>（臨時の水質検査）</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、省令の表中<u>3の項から37の項まで及び39の項から45の項まで</u>の上欄に掲げる事項に関する検査については、その全部又</p>

は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、検査を省略することができる。

3 第4条第4項及び前条第5項の規定は、第1項の検査について準用する。

は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、検査を省略することができる。

3 第4条第4項及び前条第4項の規定は、前項の水質検査について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に実施した水質基準に関する省令の一部を改正する省令（令和7年環境省令第19号）による改正後の水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表中20の項の上欄に掲げる事項について同令に規定する環境大臣が定める方法によって行う検査又はこれに相当する検査は、新潟県小規模水道条例（昭和33年新潟県条例第9号）第7条及び改正後の新潟県小規模水道条例施行規則第5条の規定による検査とみなす。